

<パブリックコメント資料>



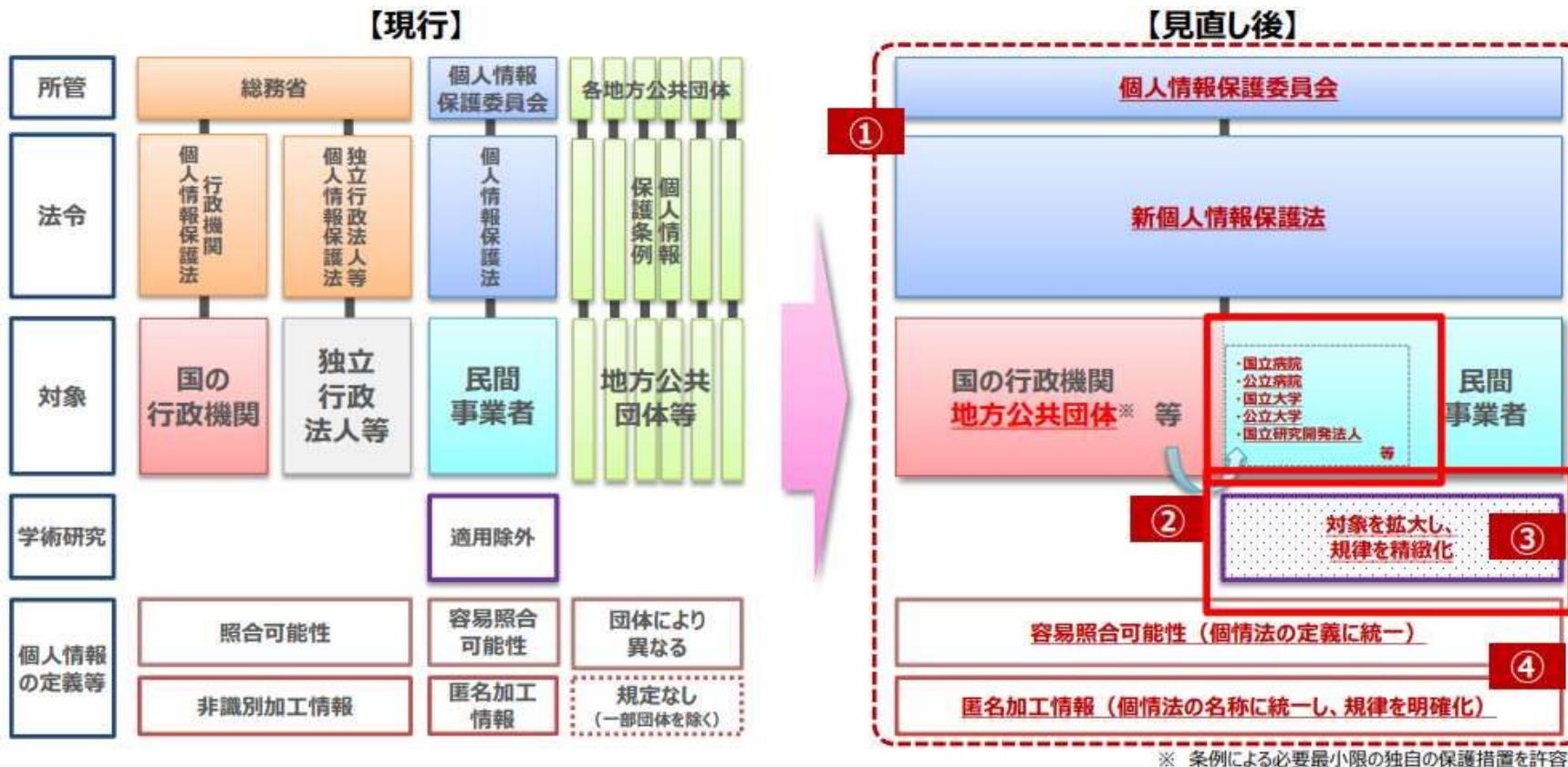
# (仮称) 鎌ヶ谷市個人情報保護法 施行条例 (骨子案) 概要

鎌ヶ谷市 総務企画部 総務課 行政室

# 1 改正の背景と概要①

従来：主体により異なる法令等を適用

個人情報保護制度の法体系が一本化



地方公共団体：  
令和5年  
4月1日施行

一部の委任事項  
等については  
条例で定める  
ことができる

(図：個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要（内閣官房WEBサイト）から抜粋)

# 1 改正の背景と概要②

## 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

9

### 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

### 概要

#### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

#### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

#### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

#### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

#### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

#### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

#### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

#### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

#### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

## 2 鎌ヶ谷市の基本的な方向性

- ▶ (1) 現行条例の目的（個人の尊厳の維持、個人の基本的  
人権の擁護、市政に対する信頼の確保）の重要性を認識し、  
その実効性を担保する。
- ▶ (2) 市民サービス（開示請求の手数料や決定期限等）への  
影響を必要最小限とする。
- ▶ (3) 改正にあたり重要な事項については「鎌ヶ谷市情報  
公開・個人情報保護審査会」に諮問し、答申を受けたうえで  
検討を進める。
- ▶ (4) 「鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会」につき、制度の  
運用にあたり第三者の立場からの中立的な意見かつ専門的な知見に  
基づく意見や開示決定の審査請求に係る諮問機関としての役割を  
継続させるなど、引き続き連携を図っていく。

### 3 条例の骨子案 ①

#### (1) 現行条例の目的、市民及び事業者の責務

⇒長年にわたり、市独自に運用してきた条例の理念を  
将来にわたって引き継ぐこととしたい

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の基本的人権の擁護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### 3 条例の骨子案 ②

#### (2) 開示請求における手数料（現行と同じ）

手数料：無料



複写代等の実費

#### (3) 開示決定の期限（現行と同じ）

請求の日から起算して15日以内

### 3 条例の骨子案 ③

#### (4) 鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会の役割

- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要があるとき
- ・ 開示決定等に係る審査請求があった際の諮問

(※ 情報公開制度や番号法に係る諮問事項は現行と同様、継続する)

※ 法では、要配慮個人情報の取扱い、本人外収集、保有個人情報の目的外利用及びオンライン結合に関して、これらの諮問を要件として規定することが許容されない。

### 3 条例の骨子案 ④

#### (5) 条例要配慮個人情報追加の要否

##### 法における要配慮個人情報（現行条例も同様）

- ①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪の履歴
- ⑥犯罪被害の事実 ⑦障がいのあること ⑧健康診断の結果
- ⑨医師等による指導又は診療内容 ⑩被疑者又は被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続きが行われたこと
- ⑪少年の保護事件に関する手続きが行われていたこと

##### ⇒ 市独自の「条例要配慮個人情報」追加の要否

- ・ 要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報は、漏えい等が発生した際に個人情報保護委員会への報告や本人通知の義務があり、個人情報ファイル簿への記載がなされる。一方で、その取扱いに関しては、地方公共団体が法に基づく規律を超えて取得や提供等に関する固有のルールを付加することは許容されない。
- ・ 現時点では、特段の地域的な事情は見当たらないため、市独自の条例要配慮個人情報は規定せず、今後の社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて再検討したい。



### 3 条例の骨子案 ⑤

#### (6) 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿（対象が1,000人以上など、一定の条件を満たすもの）を作成し、ホームページ等で公表する

#### (7) 行政機関等匿名加工情報

経過措置期間中は導入を見送ることとしたい  
（今後、都道府県や政令指定都市の運用事例や  
近隣自治体の動向等を調査したうえで必要性を検討）

保有する個人情報ファイルについて、民間企業等の利用に供するため、その利用に係る提案を定期的に募集し、提案があった場合には、審査のうえ、基準に適合する場合には、契約を締結し、本人が特定できないように加工した匿名加工情報を提供する制度

#### (8) 死者に関する情報

個人情報保護制度とは別の制度として基準等を設けることを検討する

## 4 スケジュール（案）

| 時期           | 内容等                          |
|--------------|------------------------------|
| ～令和4年8月      | パブリックコメント                    |
| 9月           | 鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会に重要事項として諮問 |
| 10～11月       | 条例の骨子決定                      |
| 12月          | 鎌ヶ谷市議会令和4年12月会議に条例案を上程       |
| 令和5年<br>1～3月 | 関連規則、要綱等の整理<br>新制度の周知        |
| 4月           | 令和5年4月1日：新制度開始               |